

診療記録等の開示を請求する方へ（お知らせ）

開示請求される方は、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をご持参のうえ、総合案内でお声掛けください。なお、請求を受けてから開示までは、2～3 週間程度のお時間をいただきます。また、所定の料金を定めていますので、あらかじめご了承ください、手続きされるようお願い致します。

1. 開示請求ができる範囲

原則として、診療継続中のものまたは診療完結後 5 年（法令で定められた保管期間）以内の診療録（カルテ）、看護記録、検査記録、エックス線写真、診療を目的として当院にて作成されたもの、とします。（他の医療機関で作成された文書、検査記録等は開示の対象外となります。）

2. 開示請求ができる方

次のいずれかに該当する方のうち、1 名もしくは 2 名に限ります。

- （1）成年患者本人（18 歳以上）
- （2）成年患者本人の同意を得た親族および法定代理人
- （3）満 15 歳以上の未成年患者の同意を得た親権者および法定代理人
（疾病内容によっては患者本人のみの請求を認める）
- （4）満 15 歳未満の未成年患者の親権者および法定代理人
- （5）診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- （6）患者本人から代理権を与えられた親族およびこれに準ずる者
- （7）合理的判断が困難となっている成年患者と生計を同じくしている親族およびこれに準ずる者
- （8）死亡患者の法定相続人（但し、診療録管理委員会にて審議）

※「親族」とは、6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族（民法 725 条）を指し、「これに準ずる者」とは、内縁の妻など、民法 958 条の 3 の特別縁故者を指す。

3. 開示のできない場合

次のいずれかに該当する場合は、開示できませんのでご了承ください。

- （1）治療効果等や心身の状態への悪影響が予想される場合
- （2）患者本人に告知していない病名等が記載されている場合（部分非開示）
- （3）患者本人が生前または診療中において非開示の意思を表明している場合
- （4）紹介状等、第三者から得た情報が含まれており、当該第三者の了解が得られない場合
- （5）家族、医療従事者および関係者の権利、利益を損なう恐れがある場合
- （6）未成年患者の親権者および法定代理人が請求された場合、提供することが当該未成年患者の利益を損なう場合
- （7）その他開示を不相当とする事由があると病院長が認める場合

4. 開示方法

担当医師等の口頭による説明、要約書、閲覧、謄写の何れかにより行います。

5. 開示請求に必要な書類等

開示請求者は、次の書類等が必要になります。また、2 名以上で開示請求をする場合は、下記（2）、（3）および（4）について、それぞれご準備ください。

- （1）診療記録等開示請求書（当院所定様式〔開示請求 1-①〕）

※手続きの際、窓口にてご記入いただきます。

- （2）開示請求する方のご印鑑および本人確認ができる書類（詳細は 8-〔1〕のとおり）

- (3) 開示請求する方が患者本人以外の場合は、関係を証明する書類（詳細は8-〔2〕のとおり）
- (4) 2. 開示請求できる方（2）もしくは（3）に該当する場合は、同意書。同意書の提出ができない場合には、提出できない理由およびそのことを証明できる書類が必要になります。
- (5) 2. 開示請求できる方（6）に該当する場合は、亡くなっていることが確認できる書類

6. 開示に伴う料金

開示料金として、「9. 診療記録等開示に関わる費用」のとおり請求させていただきます。

7. 開示の手順

- (1) 開示請求される方は、上記5. の必要な書類等をご準備のうえ、直接、受付窓口にて提出してください（郵送不可）。請求書受領後に、病院として開示可否等を判断いたしますので、2～3 週間のお時間をいただきます。決定までの間、お待ちください。
- 受付窓口 1F 「総合案内」
- 受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～12：00 及び 14：00～16：00
- (2) 決定後は、決定内容に従った準備が整い次第、速やかに請求者への開示の可否について、回答書等を用いてご連絡いたします。
- (3) 開示が決定した場合は、開示の当日、郵送した回答書および請求時と同様に、本人確認ができる書類（2名以上の場合は各々）を再度お持ちください。提出されなかった場合は、開示を取り消すこともあります。

8. 身分証明書類

診療記録等を請求する場合には、プライバシーの保護のため身分を証明する書類が必要となります。証明書類の原本（写しは不可）を提示してください。提示された書類は、写しを取った後にお返しします。

なお、開示請求者が2名の場合は、それぞれの身分を証明する書類が必要となりますのでご注意ください。

〔1〕開示請求者本人確認 ※有効なものに限りです。

請求者本人であることを確認するために必要な書類の写しを提出していただくことになりますので、ご了承ください。なお、1つ提出すれば良いものと、2つ提出しなければならないものがあります。

1つで良いもの	
・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・船員手帳 ・海技免状 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引主任者証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証	・認定電気工事従業者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運行管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・顔写真が貼ってあるシールプレス付きの身体障害者手帳 ・顔写真が貼ってある官公庁職員身分証明書 ・その他公益団体の顔写真が貼ってある身分証明書
2つ必要なもの A+AまたはA+B	
【A】	【B】
・健康保険証 ・共済組合員証 ・年金手帳（証書） ・恩給証書 ・開示請求に押印した印鑑の印鑑登録証明書 (請求日前3ヶ月以内に作成されたもの)	次のうち写真が貼ってあるもの ・会社の身分証明書 ・学生証 ・公の機関が発行した資格証明書

[2] 開示請求者が患者本人以外の場合

患者本人以外の方が開示を請求する場合は、上記[1]の他に患者との関係(資格)を証明するための書類および同意書が必要になります。(請求日前3ヶ月以内に作成されたもの)

- | | |
|------------|--------------------|
| ・戸籍謄本 | ・住民票 |
| ・家庭裁判所の証明書 | ・その他、代理人関係を確認し得る書類 |

9. 診療記録等開示に係わる費用

診療記録等の開示に対し、次のとおり料金(消費税込[税率10%])を定めています。

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 1) 開示手数料(1申請につき) | 5,500円 |
| 2) 口頭による説明(1診療科) | 5,500円/60分 |
| 3) 要約書(1診療科) | 3,300円/通(A4) |
| 4) 閲覧(第3者の説明不可) | 開示手数料に含む
(最長2時間以内とする) |
| 5) 謄写 | |
| ・診療記録 | 33円/枚(A4・白黒)
3,300円/枚(CD-R) |
| ・エックス線 | 1,100円/枚(CD-R) |
| 6) 不在証明書 | 2,200円/通 |

10. 最後に

診療情報は、患者さんのプライバシー・個人情報の保護のため、厳重に管理、取り扱いをしております。診療情報・診療記録が患者さんにとって大切な情報であると同時に、病院・医療従事者にとっても「医療の質向上と安全の確保のために貴重な財産」となりますので、取り扱いには十分にご注意ください。

正当な手続きを経て入手した診療記録であっても、第三者への譲渡、開示内容の伝達、SNSや動画サイト等への転載はご遠慮ください。それによってご本人、若しくは開示申請者に不利益が生じた場合であっても、当院では責任を負いかねます。また、上記以外であっても、診療記録等の開示に関し当院に不利益が生じた場合には、法的措置を取らせていただく場合もありますので、ご了承ください。

以上